

## 住民投票の形態比較

	1	2	3	4	5
	直接請求型	委任型	住民投票条例型		自治基本条例型
	ニセコ町・白老町・八雲町	苫小牧市・川崎市	遠軽町	北広島市	上越市
条例内容	<p>ニセコ町まちづくり基本条例  <b>第48条</b> 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。  <b>第49条</b> 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、<u>それぞれ</u>の事案に応じ、別に条例で定める。</p>	<p>苫小牧市自治基本条例別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる。</p>	<p>第4条 条例の制定又は改廃に係る町民請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求を行った場合において、同条第3項の結果に<u>不服があるときに</u>ついてのみ行うことができる。</p>	<p>1 投票資格者(18歳以上の日本国籍を有する者等)の<u>6分の1</u>以上の署名                  2 議員の定数の<u>12分の1</u>以上の者の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数により議決したとき                  3 市長は、政策等の重要事項について、自ら市民投票を実施するとき</p>	<p>上越市自治基本条例                  2 <u>年齢満18歳</u>以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの(以下「請求権者」という。)は、市政運営に係る重要事項について、<u>請求権者の総数の50分の1</u>以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。                  7 市長は、第2項の規定による請求が<u>請求権者の総数の4分の1</u>以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに市民投票を実施しなければならない。</p>
条件	<p>①地方自治法の直接請求による方法で、<u>20歳以上</u>の有権者の<u>1/50</u>以上の連署及び条例案提出による                  ②投票資格者等は条例で定める</p>	<p>①<u>発議年齢</u>                  ②<u>連署者比率</u>                  ③外国人の扱い                  ④成立要件                  ⑤再発議の制限</p>	<p>① 20歳以上の有権書の<u>3分の1</u>以上の者の連署で住民投票が行える</p>	<p>①<u>発議年齢</u>                  ②<u>連署者比率</u>                  ③外国人の扱い                  ④成立要件                  ⑤再発議の制限</p>	<p>①請求者が50分の1以上の者の連署か4分の1以上の者の連署かを<u>選択</u>できる。ただし、<u>1回のみ</u>                  ②請求者が50分の1以上の者の連署の場合条例案不要</p>
課題	<p>①<u>議会で否決</u>されることがある                  ②自治基本条例制定時、<u>議会との情報共有がない</u>場合はここまで止まり                  ③条例で規定しなくても行使可(<u>確認行為の範囲</u>)                  ④<u>議会と町長の主張が異なる</u>場合の決着方法がない</p>	<p>①<u>行政が住民投票条例をいつまで制定するか</u>                  ②<u>行政と議会との情報共有がかぎ</u>                  ③住民の意見が制定過程に入りにくい</p>	<p>①<u>直接請求で行われた住民投票条例議案が否決された場合に活用</u>                  ②<u>3分の1以上は有名無実な規定</u></p>	<p>①<u>行政と議会との情報共有がある場合実現が可能</u>                  ②住民の意見が制定過程に入りにくい</p>	<p>①<u>住民と議会との情報共有がある場合実現が可能</u>                  ②住民の意見が制定過程に入りやすい</p>

(注)組み合わせは、1又は5、又は2の組み合わせが考えられる。2と4は同じ。3の場合は1/3を1/4等にすることで2・4・5に近似する。